

事業内容	実施主体	採択要件
<p>1. 食品廃棄物等バイオマスの利活用推進 食品事業者等が都道府県の行政界を越えて行う広域的な食品廃棄物等バイオマスの利活用システム（「広域利活用システム」という。以下同じ。）を構築するための、次に掲げる（1）～（4）までの取組に対して支援するものとする。</p> <p>（1）関係者間におけるバイオマス利活用の協働体制の構築 協働体制構築に必要な協議会の設置・開催、共同研修活動等への支援。</p> <p>（2）バイオマス利活用マニュアルの策定 経済性、持続性の高いバイオマス利活用マニュアル作成等への支援。</p> <p>（3）バイオマスの生産・収集・運搬システム構築 バイオマスの特性に応じた利活用システムの開発、機器整備等への支援。</p> <p>（4）バイオマスの変換技術・利用促進支援 先駆的な変換技術の導入やバイオマス由来製品の利用促進等への支援。</p>	<p>本事業の事業実施主体は、農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体であること。</p> <p>消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づき設立された法人をいう。以下同じ。）、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者</p>	<p>次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>1 構築される広域利活用システムにおいて、バイオマスの発生箇所と利用箇所又は複数の発生箇所が、複数の都道府県をまたがって存在していること。</p> <p>2 現状に比べ、構築される広域利活用システムにおけるバイオマスの利用量かつ利用率が向上すること。</p> <p>3 事業実施のための関連事業者・団体等との必要な調整・連携が図られていること。</p> <p>4 事業にかかわるすべての事業者及びその役割分担が明確であること。</p> <p>5 以下の事業実施のために必要な他の法令に基づく許認可等の取得がなされていること又はなされる見込みがあること。</p> <p>（1）事業実施主体及び事業実施にかかわるすべての関連事業者は、事業実施及び広域利活用システムの構築に際して必要な収集、運搬、処理等についての廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を取得していること。</p> <p>（2）事業実施主体及び事業実施にかかわるすべての関連事業者は、事業実施及び広域利活用システムの構築に必要な以下の法令に基づく許認可等を取得していること又は取得されることが確実と見込まれること。 ア 肥料取締法（昭和25年法律第127号） イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号） ウ その他事業の実施及び広域利活用システム構築に際して関連する法律 エ 事業の実施及び広域利活用システムの構築にかかわる関係自治体で定められている条例 オ 公的機関や業界団体で組織される機関において設定されている自主基準</p> <p>（3）事業実施主体は、（1）及び（2）について事業申請前に確認するものとする。</p> <p>6 事業計画に基づく事業が、原則単年度で完了するものであること。</p> <p>7 その他農村振興局長が定める以下の審査基準を満たしていること。 （1）構築される広域利活用システムが複数の都道府県にまたがる必要性について、合理的かつやむを得ない理由があると認められること。 （2）成果目標となる、食品事業者等が都道府県の行政界を越えて行う広域的な食品廃棄物等バイオマスの利活用システム</p>

		<p>ム(「広域利活用システム」という。以下同じ。)を構築した場合におけるバイオマスの利活用量等の数値目標及び広域利活用システムの構築を実現するために達成すべき具体的な取組目標の設定が定量的で明確かつ適正であること。</p> <p>(3) 構築する広域利活用システムの運用に際して、関係者が実施すべき具体的な取組内容が取りまとめられていること又は取りまとめられることが確実と見込まれること。</p> <p>(4) 広域利活用システムの構築・運用に必要な関係者間の協働体制が構築されていること又は構築されることが確実と見込まれること。</p> <p>(5) 現状のバイオマス及び構築する広域利活用システムを活用した場合におけるバイオマスの定量的把握がなされていること。</p> <p>(6) 新たに導入される予定の機器等が広域利活用システムの構築に直接必要なものであること。</p> <p>(7) 機器等の処理能力、台数等の整備水準(整備済みの機器を含む。)が広域利活用システムの構築に対し、適正かつ過大でないこと。</p> <p>(8) 整備機器の管理・運転計画等が確立済み又は確立することが確実と見込まれること。</p> <p>(9) ISO14001の認証を取得しているか又は環境保全等に関する基本方針等を公表しその実現に向けた実践活動を行っているなど、事業実施主体が環境保全等に関する取組に努めていること。</p> <p>(10) 機器導入箇所等における周辺の住民や環境への配慮が検討されていること又は検討することが確実と見込まれること。</p>
<p>2. バイオマスプラスチックリサイクル推進等</p> <p>バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築 バイオマスプラスチックリサイクルシステムを構築するための、次に掲げる(1)～(5)までの取組に対して支援するものとする。</p> <p>(1) バイオマスプラスチックリサイクル実証委員会の開催 バイオマスプラスチックリサイクルシステム構築に必要な、実証委員会の設置・開催、委員会資料作成等への支援</p> <p>(2) バイオマスプラスチック製品及びバイオマスプラスチック再生製品の購入 バイオマスプラスチックリサイクルシステムを構築するために必要な製品購入への支援</p> <p>(3) アンケート調査、基礎データ収集 バイオマスプラスチックリサイクルシステムを構築するために必要なアンケート調査、基礎データ収集等への支援</p> <p>(4) 普及啓発等 バイオマスプラスチックリサイクルシステムの啓発普及等への支援</p>	<p>本事業の事業実施主体は、農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体であること。</p> <p>NPO法人、農林漁業者の団体、消費生活協同組合、事業協同組合、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、食器等のリサイクルを実施する事業者</p>	<p>次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>1 将来ともにバイオマスプラスチック製品の導入及びリサイクルへの取組が継続されると見込まれること。</p> <p>2 事業実施のための関連事業者・団体等との必要な調整・連携が図られていること。</p> <p>3 事業にかかわるすべての事業者及びその役割分担が明確であること。</p> <p>4 以下の事業実施のために必要な他の法令に基づく許認可等の取得がなされていること又はなされる見込みがあること。</p> <p>(1) 事業実施主体及び事業実施にかかわるすべての関連事業者は、事業実施及びリサイクルシステムの構築に際して必要な収集、運搬、処理等についての廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく許可を取得していること。</p> <p>(2) 事業実施主体及び事業実施にかかわるすべての関連事業者は、事業実施及びリサイクルシステムの構築に必要な以下の法令に基づく許認可等を取得していること又は取得されることが確実と見込まれること。</p>

<p>(5) バイオマスプラスチックリサイクルの回収試験、実証試験 バイオマスプラスチックリサイクルの特性に応じた回収・ 製造システムの開発等への支援</p>		<p>ア 肥料取締法（昭和25年法律第127号） イ その他事業の実施及びリサイクルシステム構築に際し て関連する法律 ウ 事業の実施及びリサイクルシステムの構築にかかわる 関係自治体で定められている条例 エ 公的機関や業界団体で組織される機関において設定さ れている自主基準 (3) 事業実施主体は、ア及びイについて事業申請前に確認す るものとする。</p> <p>5 その他農村振興局長が定める以下の審査基準を満たしている こと。 (1) 成果目標となる、食品事業者等が行うバイオマスプラス チックのリサイクルシステム（「リサイクルシステム」と いう。以下同じ。）を構築した場合におけるバイオマスプ ラスチック再生品の利活用量等の数値目標及びバイオマス プラスチックリサイクルシステムの構築を実現するために 達成すべき具体的な取組目標の設定が定量的で明確かつ適 正であること。 (2) 構築するリサイクルシステムの運用に際して、関係者が 実施すべき具体的な取組内容が取りまとめられていること 又は取りまとめられることが確実と見込まれること。 (3) リサイクルシステムの構築・運用に必要な関係者間の協 働体制が構築されていること又は構築されることが確実と 見込まれること。 (4) リサイクルシステム導入箇所等における周辺の住民や環 境への配慮が検討されていること又は検討することが確実 と見込まれること。 (5) 新たに導入される予定の機器等がリサイクルシステムの 構築に直接必要なものであること。 (6) 機器等の処理能力、台数等の整備水準（整備済みの機器 を含む。）がリサイクルシステムの構築に対し、適正かつ 過大でないこと。</p>
<p>国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進 国産原材料由来バイオマスプラスチックを定着させるため の、次に掲げる(1)～(4)までの取組に対して支援するもの とする。</p> <p>(1) 国産原材料由来バイオマスプラスチック実証委員会の開催 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進に 必要な、実証委員会の設置・開催、委員会資料作成等への支 援</p> <p>(2) 国産原材料由来バイオマスプラスチック製品の購入 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進に 必要な製品購入への支援</p> <p>(3) アンケート調査、基礎データ収集 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用を推進す るために必要なアンケート調査、基礎データ収集等への支援</p>	<p>本事業の事業実施主体 は、農林水産省農村振 興局長が別に定める公 募要領により応募した 者の中から選定された 団体であること。</p> <p>NPO法人、農林漁業 者の団体、消費生活協 同組合、事業協同組 合、食品事業者、食品 廃棄物のリサイクルを 実施する事業者、食器 等のリサイクルを実施 する事業者、国産原材 料由来のバイオマスプ ラスチックの事業者 (要綱別表の事業内容</p>	<p>次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>1 将来ともにバイオマスプラスチック製品の導入への取組が継 続されると見込まれること。</p> <p>2 事業実施のための関連事業者・団体等との必要な調整・連携 が図られていること。</p> <p>3 事業にかかわるすべての事業者及びその役割分担が明確であ ること。</p> <p>4 以下の事業実施のために必要な他の法令に基づく許認可等の 取得がなされていること又はなされる見込みがあること。</p> <p>(1) 事業実施主体及び事業実施にかかわるすべての関連事業 者は、事業実施及び国産原材料由来バイオマスプラスチ ックの利活用に必要な以下の法令に基づく許認可等を取 得していること又は取得されることが確実と見込まれること。</p>

<p>(4) 普及啓発等 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用を推進するために必要な普及啓発等への支援</p>	<p>欄の2の (3)アンケート調査、基礎データ収集、(4)啓発普及等のメニューに限る。)</p>	<p>ア 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用に際して関連する法律 イ 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用にかかわる関係自治体で定められている条例 ウ 公的機関や業界団体で組織される機関において設定されている自主基準</p> <p>(2) 事業実施主体は、アについて事業申請前に確認するものとする。</p> <p>5 その他農村振興局長が定める以下の審査基準を満たしていること。</p> <p>(1) 成果目標となる、国産原材料由来バイオマスプラスチック製品の利活用量等の数値目標及び国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進を実現するために達成すべき具体的な取組目標の設定が定量的で明確かつ適正であること。</p> <p>(2) 関係者が実施すべき具体的な取組内容が取りまとめられていること又は取りまとめられることが確実と見込まれること。</p> <p>(3) 国産原材料由来バイオマスプラスチックの推進に必要な関係者間の協働体制が構築されていること又は構築されることが確実と見込まれること。</p>
---	---	--